

4. ドイツにおける企業の公的負担割合の大きさ

ここでは、企業の公的負担割合を、連邦全体のレベルで推計することとする⁴²。

(1) 企業が負担する税の範囲

1) 法人税・営業税

すべて企業負担とする。

2) 連帯付加税

定義に従い、連帯付加税のうち、法人税額×5.5%分を企業負担とする。なお、後述の「(査定による)個人所得税」×5.5%分も企業負担とする（なお、本税は、個人（家計）による負担も存在する）。

3) 個人事業主や人的会社の出資者が納める個人所得税

ドイツにおいては、人的会社の事業所得は、出資者に対して個人所得税が課税される。したがって、これを企業負担とみなすこととする。税務統計上は、連邦税収、州税収いずれにおいても、「(査定による)個人所得税」と表示されている⁴³ので、この額をもって企業負担分とする。

4) 間接税や統計上の租税負担者が明確に区分できない直接税

間接税や、政府・企業・家計の納税額を明確に区分できない直接税（固定資産税など）については、政府・企業・家計の経済活動の大きさに応じて、税収額の大きさを按分することにより、各部門の租税負担額とする（下記図表で税目にマーカーを付している税）。

方法としては、産業連関表の中間需要分を企業活動分と捉え、最終需要に占める中間需要の割合を、企業負担分とする。

5) 個人所得税における企業による源泉徴収

源泉徴収を負担と感じている企業の声は聞かれなかったため、本推計においても、源泉徴収事務は企業負担とはみなさない。

⁴² 本報告書末尾の参考資料編に、推計に用いたデータや推計手順を示している。

⁴³ これに対して、源泉徴収される給与所得者からの所得税収は「賃金税収」と表示されている。

(2) 社会保険料事業主負担の扱い

企業の公的負担を狭義に捉えるか広義に捉えるかにより、社会保険料事業主負担分⁴⁴について、以下の2通りの捉え方を行う。

- 1) 企業の公的負担を狭義に捉え、企業の税負担のみを公的負担とし、社会保険料の事業主負担分を含めない。(ケース1)
- 2) 企業の公的負担を広義に捉え、企業の税負担に加え、社会保険料の事業主負担分も公的負担に含める。(ケース2)

以上を整理し、企業の公的負担の範囲の捉え方について、以下の2ケースを設定する。

	1)間接税や負担者が不明確な直接税	2)個人所得税の源泉徴収	3)個人事業主や人的会社の出資者が納める個人所得税	4)社会保険料の事業主負担
ケース1	企業負担分を経済活動規模に応じて按分	企業負担とはみなさない	企業負担とみなす	考慮しない (税収額のみで企業負担分を推計)
ケース2	企業負担分を経済活動規模に応じて按分	企業負担とはみなさない	企業負担とみなす	考慮する (税収+社会保険料に占める企業負担分を推計)

(3) 試算結果

企業の公的負担割合は、ケース1(税収負担のみで推計)の場合は45.6%、ケース2(税収+社会保険料負担で推計)の場合は、50.0%となつた⁴⁵。

単位：百万ユーロ

	企業負担税額 (連邦税+州税+市町村税+共同税)	社会保険料 事業主負担額	連邦全体での税収額 (連邦税+州税+市町村税+共同税)	社会保険料総額	企業負担割合	備考 (算出式)
	a	b	c	d	e	
ケース1	226,736	-	496,967	-	45.6%	a/c
ケース2	226,736	207,100	496,967	371,300	50.0%	(a+b) / (c+d)

ドイツでは、2008年の法人税改革により法人税率は25%から15%へと引き下げられた。他方で、ドイツでは多くの企業が人的会社の形態をとっており、事業所得は出資者に対して(査定による)個人所得税が課税され、個人事業主にも(査定による)個人所得税が課せられる。したがって、これをすべて企業負担とみなすことによって、税収に占める企業負担割合は高めの値として算出される結果となった。

⁴⁴ 社会保険料の事業主負担分については、負担の最終的な帰着は、事業主負担分の保険料の原資を稼いでいる被用者(家計=個人)であるという議論も存在するが、ここでは、事業主負担分=企業負担分であると捉える。

⁴⁵ 東京都委託調査(2012年)『スウェーデンにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する調査』(pp.19-22)、および東京都委託調査(2013)『米国における企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する調査』(pp.126-128)でも同様の推計を行っている。本調査(ドイツ)との対比では、ケース1に相当するのがスウェーデンのケース6、米国のケース1である。また、本調査(ドイツ)のケース2に相当するのがスウェーデンのケース5、米国のケース2である。

【参考】

参考値として、企業がノルトライン・ヴェストファーレン州、バーデン・ビュルテンブルグ州に立地した場合の公的負担割合を試算する。この場合、連邦税収を州レベルにブレイクダウンするとともに、市町村税収を州レベルで集計する必要がある。また、社会保険料事業主負担額を一定の仮定の下で州別にブレイクダウンすることが必要となる。

（1）連邦税収・市町村税収の州レベルでの算出

連邦税・市町村税とも、共同税については、ドイツ全体の州税収計に占める当該州の当該税収額の割合で按分する。

連邦固有の税、市町村固有の税については、ドイツ全体のGDPに占める当該州GDPの大きさで按分する。

（2）社会保険料事業主負担額の州レベルへの按分

ドイツ全体での社会保険料事業主負担分の収入を、州レベルへブレイクダウンする。方法としては、以下の2通りを考慮する。

- 1) ドイツ全体のGDPに占める当該州GDPの大きさで按分する。
- 2) 社会保険料は賃金比例であり、また、個人事業主による負担も存在することから、ドイツ全体の州税収における「賃金税+（査定による）個人所得税」に占める当該州の「賃金税+（査定による）個人所得税」が占める割合で按分する。

（3）試算結果

ケース1、ケース2のいずれの場合でも、ノルトライン・ヴェストファーレン州での企業の公的負担割合は、連邦全体での企業の公的負担割合よりも0.3～0.8%程度高くなっているのに対して、バーデン・ビュルテンブルグ州では、連邦全体での企業負担割合よりも1.4%～3.2%程度低くなっている。

また、両州とも社会保険料を、上記2)州の「賃金税+（査定による）個人所得税」比で按分した方が、上記1)GDP比で按分した場合よりも、0.2～0.5%程度企業負担割合が高くなる結果となった。両州とも、州GDP比よりも、州「賃金税+（査定による）個人所得税」比の連邦全体に占める比率の方が大きいためである。

なお、社会保険料を州の「賃金税+（査定による）個人所得税」比で按分する方が、両州の負担割合は接近する。これは、ノルトライン・ヴェストファーレン州よりも、バーデン・ビュルテンブルグ州の方がGDP比以上に「賃金税+（査定による）個人所得税」比が大きいためである。

1) 社会保険料を州 GDP 比で按分した場合

単位：百万ユーロ

		企業負担税額 州相当分 (連邦税+州税+市 町村税+共同税)	社会保険料 事業主負担額 州相当分	連邦全体の税収額州相当 分 (連邦税+州税+市町村 税+共同税)	社会保険料総額 州相当分	企業負担割合	備考 (算出式)
ケース	州名	a	b	c	d	e	
ケース1	NRW州	51,977	-	112,133	-	46.4%	a/c
	BW州	30,865	-	72,815	-	42.4%	
ケース2	NRW州	51,977	45,528	112,133	81,624	50.3%	(a+b) / (c+d)
	BW州	30,865	29,823	72,815	53,469	48.1%	

2) 社会保険料を州の「賃金税+（査定による）個人所得税」比で按分した場合

単位：百万ユーロ

		企業負担税額 州相当分 (連邦税+州税+市 町村税+共同税)	社会保険料 事業主負担額 州相当分	連邦全体の税収額 州相当分 (連邦税+州税+市町村 税+共同税)	社会保険料総額 州相当分	企業負担割合	備考 (算出式)
ケース	州名	a	b	c	d	e	
ケース1	NRW州	51,977	-	112,133	-	46.4%	a/c
	BW州	30,865	-	72,815	-	42.4%	
ケース2	NRW州	51,977	49,778	112,133	89,244	50.5%	(a+b) / (c+d)
	BW州	30,865	35,284	72,815	63,260	48.6%	

